

郵便入札の要領について

入札公告又は入札通知書の入札の方法に、郵便による入札と記載されているものにつきましては、以下の事項にご留意の上、入札に参加してください。

1. 郵便入札の概要

入札書などを指定した封筒に封入の上、定められた日までに郵送により提出していただきます。
※市役所への持参は認めません。

2. 入札回数等

- (1) 入札回数は、1回です。ただし、落札者がいない場合は、1回に限り再度入札を行います。
- (2) 再度入札に付するときは、直ちに再度入札を行う旨を入札参加者に電話等により通知しますので、入札参加者は指定日までに入札書を郵送してください。

3. 入札書の記入方法

- ① 入札書は、香芝市の指定用紙を使用し、一件ごとに、所在地、商号または名称、代表者職氏名、入札金額等を記入し、代表者の印を押印してください。
- ② 入札の日付は、入札公告又は入札通知書に明示された「**入札（開札）日**」とします。
※郵便局への差出日や郵送締切日ではありません。

4. 郵便入札用封筒

- ① 封筒は、香芝市が指定した様式に従い作成した「郵便入札用封筒」を使用すること。
- ② 封筒の表面には入札（開札）日、件名を記載すること。
- ③ 裏面には入札者の商号または名称、代表者職氏名を記載すること。
※代理人は、認めません。
- ④ 封かんすること。
- ⑤ 封筒は、1件の入札につき1通限りです。

5. 郵送方法

- (1) 郵送のあて先

〒639-0299 日本郵便（株） 香芝郵便局留 香芝市役所 管財課 行

- (2) 郵送方法

最寄りの郵便局の窓口において、「**一般書留郵便**」「**簡易書留郵便**」のいずれかの方法により郵送手続きを行ってください。

※ポストからの投函はできませんので注意してください。

※上記以外の方法（普通郵便、郵便局留でない書留郵便、持参提出など）でした入札は受理しません。

※郵便局が発行する郵便物受領書（お客様控）は、開札が終わるまで大切に保管してください。

6. 到着期限の厳守

入札案件ごとに、入札書の到着期限（郵送締切日）を定めていますので、入札公告又は入札通知書に記載されている到着期限までに、**香芝郵便局**に届くようにゆとりをもって出してください。

ただし、入札書の郵送開始日は、**開札日の10日前**とします。

※郵便局の保管期間が10日間であるため、郵送開始日より早く郵送した場合、郵便物（入札書）が差出人に返却され、その入札書は無効となります。

※到着期限後に香芝郵便局に届いた入札書（香芝郵便局の到着日付印が到着期限の翌日以降となったもの）は受理しません。

7. 開札

(1) 到達した入札書は、指定された開札日時まで開封せずに保管します。

(2) 開札は、指定された日時及び場所で行います。

8. 開札の立会い

(1) 入札参加者で、当該開札の立会いを希望する方は、各入札参加者につき1名に限り開札に立会うことができます。

(2) 立会人は、入札参加者または入札参加者の委任を受けた代理人でなければなりません。

この場合、入札参加者は、他の入札参加者の代理人となることは出来ません。

また、同一入札において、2者以上の代理人となることも出来ません。

(3) 立会いを希望する方は、開札の開始時間までに開札場前に集合してください。

※委任状を持参しない代理人は、立会いをすることができません。

9. くじによる落札者の決定

落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある時は、くじ引きを行い、落札者を決定します。

なお、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札の立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引きます。

10. 入札の辞退

入札を辞退する場合は、「入札辞退届」を開札日の前日（執務時間内）までに、郵送又は、持参により提出してください。

以下の場合を除き、既に香芝市に入札書が到達した入札を辞退することは出来ません。

(1) 入札書発送後における他の公共工事の落札を理由に、すでに入札書を提出した工事の入札についてその開札までに辞退届を提出した場合

(2) 代表者又は、配置予定技術者の事故を理由に、すでに入札書を提出した工事の入札について、その開札までに辞退届を提出した場合

なお、開札当日の他の入札の結果（落札）により当該入札を辞退する可能性があるときは、必ずその入札に立会い、結果（落札者）を確認してください。

1 1. 入札結果

入札結果は、直ちに電話で落札者のみに対して行うものとします。

なお、落札者以外の方については、入札日の翌日以降、本庁4階管財課で入札結果の閲覧をするか、後日市のホームページ上で入札結果をご覧ください。

1 2. 入札の無効

次の事項に該当する場合は無効になります。

- (1) 指定された郵送方法以外の方法で郵送したもの
 - ・「一般書留郵便」「簡易書留郵便」以外の郵便物
 - ・香芝郵便局留になっていないもの
 - ・持参したもの
- (2) 到着期限（郵送締切日）を過ぎて到着したもの
- (3) 指定の様式以外の封筒で入札書などを郵送したもの
- (4) 封筒に指定された事項が記載されていないもの
 - ・当該入札と判断出来ない場合（開封しません）
- (5) 郵便入札用封筒に記載された件名と同封された入札書の件名の異なるもの
- (6) 同一案件で、2以上の入札をした時
 - ・同一案件で2通以上の封筒が届いた時（開封しません）
 - ・一つの封筒に2枚以上の入札書が入っていた場合
- (7) 入札書に記名押印のないもの
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) 入札書の金額、商号または名称、印影または重要な文字が誤脱もしくは不明なもの
- (10) その他規則、要綱などであらかじめ指示した事項に違反した入札

(表)

9	日本郵便(株) 香芝郵便局留 香芝市役所 管財課 行	入札書在中	
9			
2			
9			
0			
9		開札日	年 月 日 開札
3		件名	
6			

(裏)

差出人	商号(名称) 代表者職氏名
-----	------------------

【市指定サイズ】

長形3号(長さ23.5cm、幅12cm)

【必須記載事項】

表面(1)宛先

〒639-0299

日本郵便(株) 香芝郵便局留 香芝市役所 管財課 行

(2) 開札日

入札公告又は入札通知書に記載されている入札(開札)日を記入してください。

※郵便局への差出日ではありませんのでご注意ください。

(3) 件名

入札公告及び入札通知書に記載されている件名を記入してください。

※誤字、脱字にご注意ください。封筒の表紙の件名と同封された入札書の件名が相違する場合は無効となりますのでご注意ください。

(4) 表面には必ず「入札書在中」と記載してください。

裏面(1) 差出人名

商号(名称)、代表者職氏名を記載してください。